

再入会に必要な書類
(東京土地家屋調査士会を退会してから、2年を経過していない方)

当会（東京土地家屋調査士会）を退会してから2年を経過していない方で、再度当会に入会する場合は、下記の書類を揃え、事務所を開設しようとする地域の支部長を経由した後に、当会へ書類等をご郵送（レターパックプラスまたは配達証明付郵便）の上、手数料・入会金を指定口座へご入金下さい。

提出書類	通数・手数料	備考
登録事項変更届出書	2通	※正本・副本の計2通
入会届	1通	※ <u>支部長</u> の経由印が必要です。
入会調書	1通	※ <u>支部長</u> の経由印が必要です。
履歴書	1通	※学歴は最終学歴のみ記入し、職歴は詳細に記入下さい。 ※資格については、保有資格を全て記入し、営業の有無を適宜注記下さい。
職印届・印鑑紙	各1通	
事務所平面図・配置図	1通	※ <u>支部長</u> の経由印が必要です。 ※支部長が東京会へ提出します。
土地家屋調査士となる資格を証する書面	1通	原本 ※確認後、当会が申請者に返送します。
民間紛争解決手続代理認定の認定証書	1通	原本 ※当該認定を受けている方のみ必要です。確認後、当会が申請者に返送します。
戸籍抄本	1通	※3か月以内に交付を受けたもの
住民票	1通	※個人番号の記載を省略したもので、3か月以内に交付を受けたもの ※外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し ※住所を複数回変更している場合、変更履歴を確認するため、戸籍の附票
写真	2葉	※縦4cm×横3cm、無帽、正面上半身、背景なし、カラー光沢仕上げ
登録事項変更手数料	2,000円	※当会指定口座宛にお振込み下さい。
入会金	50,000円	※当会指定口座宛にお振込み下さい。
預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	1部	※本書類は複写式様式のため、別途、当会担当部から郵送させていただきます。
連絡先届出書	1通	※登録番号欄は空欄として下さい。 日本土地家屋調査士会連合会の審査会を経て、当会への入会が完了しました後に当会で登録されます。 ※入会手続きに際し、当会からご連絡が必要となった場合の連絡先としても使用されます。そのため、入会手続きの連絡先と異なるメール・携帯電話を同届出書に記載する場合には、入会手続き用連絡先のメール及び携帯電話を、別途任意様式にて、他入会書類とあわせて提出下さい。
研修受講歴の確認について	1部	

※会費については、登録の完了した月から、1か月 金 13,000 円、納入して頂きます。

詳細は当会入会後に、担当部から案内がありますので、入会前の段階（入会手続き時）には納付の必要はございません。

※支部長の連絡先については、本会HPの「会員検索」（<https://www.tokyo-chousashi.or.jp/membersearch/>）からご確認ください。

条件指定画面で希望の「支部」を選択すると、検索結果一覧上部に支部長情報が表示されます。

【登録・入会手続費用振込先 当会指定口座】

三菱UFJ銀行 神保町支店 普通 2346248 東京土地家屋調査士会

※ 誠に勝手ながら、振込手数料はお振込み者にてご負担をお願いいたします。

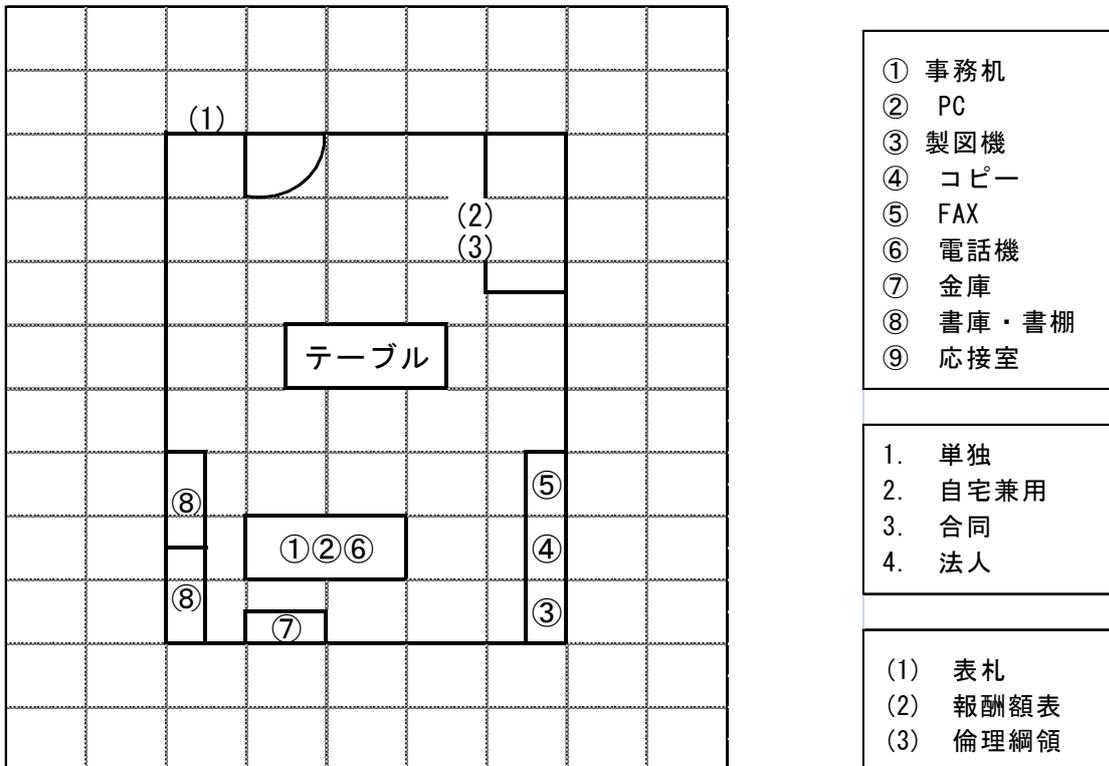
※ お振込名義人は、申請者ご本人名でお願いいたします。

事務所開設にあたっての留意点

土地家屋調査士として事務所を開設するにあたり、下記のような点にご留意ください。

1. 事務所には、「東京土地家屋調査士会会員土地家屋調査士〇〇事務所」と記載した表札を掲げること。(但し、入会するまでは掲示できません)
土地家屋調査士法人会員は、その名称と、社員である土地家屋調査士の氏名を記載した表札を掲げること。
2. 独立した事務所形態であること。
(他資格者と同じ建物内に事務所を設置する場合は、土地家屋調査士事務所としての独立性を確保する必要があります。)
3. 事務所内の見やすい場所に、業務に関する報酬額の基準を掲示する等して明示すること。
4. 金庫や鍵付きの書庫を設置し、依頼者から預託された書類等を保管するために必要な設備を整えること。
5. 事務所の備品として、固定電話やファクシミリ、パソコン、測量機器等を設置すること。

<事務所平面図 見本>



「職印」作成に当たっての注意事項

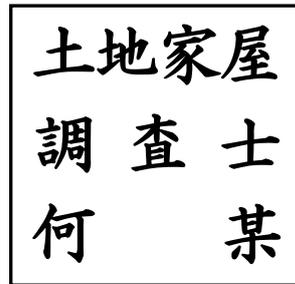
1. 大 き さ : 18mm 角 (四隅のカドは, 丸くしない こと)
2. 材 質 : 柘植 (つげ) 材等, 変形・磨耗しにくい材質を使用すること。
3. 文字配列 : 縦書き・横書きの何れでも差し支えありませんが, 文字の配列 (下記見本参照) も規格の一部 です。
なお, 氏名 (フルネーム) は, 下記見本「何某」の位置に1行で入れてください。
4. 字 体 : 具体的な字体の定めはありませんが, 極端に崩した字体は避けてください。
5. そ の 他 : 氏名の後に「印」の文字は入れない てください。

記

【「職印」見本】 (拡大図)



(縦 書 き)

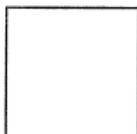


(横 書 き)

【「印鑑紙」見本】

附録 第 2 号 (印 鑑 紙)

(01.12.500)

印 鑑		事 務 所				
		氏 名				
		生 年 月 日	明治 大正 昭和	年	月	日 生

新規登録者 各位

東京土地家屋調査士会

NTT東京電話帳株式会社発行の電話帳掲載の 事務所表示について（協力要請）

去る平成6年4月20日、日本土地家屋調査士会連合会と日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）との間で、NTTの発行する電話帳（以下「タウンページ」という。）の「土地家屋調査士」欄へ、土地家屋調査士の資格を有しない者が掲載されることを予防・排除し、その利用者の保護を図ることを目的とする「覚書」が締結されました。

これを受けて、当会においてもNTTとの間で同趣旨の覚書（平成6年11月4日付け）を取り交わし、土地家屋調査士以外の者が「土地家屋調査士」欄に掲載されることを予防すべくNTTより新版タウンページ掲載情報の提供を受け、現在その審査を行っているところであります。

従前、この作業を行うに当たり、当会会員の事務所表示についても兼業職種名（建築事務所、測量事務所、測量設計事務所、外）または法人名（土地家屋調査士法人を除く）等による掲載が数多く見受けられ、これがタウンページ利用者（一般国民）に対し、あたかも、それら他業種の資格者あるいは会社組織等においても土地家屋調査士業務が行えるかのような誤解を与える恐れがあるものとして、タウンページの「土地家屋調査士」欄に掲載する当会会員の事務所表示については、「何某 土地家屋調査士事務所」、「何某 事務所」あるいは「個人」名のいずれかに修正させて頂くべく、同欄に掲載を行っている会員各位に対しご協力の要請を繰り返して参りました。

現在では、この趣旨について多数の会員のご理解とご協力のお陰をもちまして、誤解を招く可能性のある事務所表示は殆ど見る事ができない状況まで改善することができました。

つきましては、各位におかれましては、当該趣旨並びに事情等ご賢察の上、何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。

以 上